



フランス政府奨学金

「BGF Partenaire (ベー・ジェー・エフ パートナー)」 ガイドライン 及び附属文書

I. BGF Partenaire (ベー・ジェー・エフ パートナー) について

BGF(Bourses du Gouvernement Français フランス政府奨学金の頭文字)は、フランス政府が負担する外国人留学生向けの奨学金で、フランスが海外に発信する文化として力を入れている制度です。

このたび、この制度の見直しが行われ、他の機関（大学も含む）と提携し共同給費をすることが可能になりました。新しい形を検討していくなかで、日本の大学を対象に創設されることになったのが **BGF Partenaire** (ベー・ジェー・エフ パートナー)です。

BGF パートナーは、既存の日本の奨学金（日本学生支援機構や大学、その他の奨学金）に加え、下記の点が追加される制度です：

- （日本ーフランス間）往復航空券
- フランスでの学生完全社会保険
- フランスの大学の登録料負担
- ビザ申請費
- 国立の学生寮への優先入寮

提携大学一校あたり文系、理系を合わせて 3～12 名の候補者に対し 1～4 名の枠で **BGF Partenaire** 奨学金を支給します。

2019 年度 **BGF Partenaire** プログラムは、最大で 30 大学との提携を予定しています。

II. BGF Partenaire プログラム提携機関：日本の大学

提携の条件

- 1- フランス大使館との **BGF Partenaire** 協定を締結していること。
- 2- 候補者の学生のうち、最終候補者と補欠候補者は、フランス語または英語のプログラムでの留学、または一定期間の研究のために、大学、JASSO¹、その他の奨学金を受給することが前もって決まっていること。
- 3- 最低人数の候補者を確保していること（最低 3 名）

¹ JASSO の支 2-海外留学支援制度（協定派遣）、また支 3 官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム。海外留学奨学金パンフレット、2017-2018 年、p.4, JASSO, 2017.

この提携プログラムに参加ご希望の大学は、ガイドラインの最後にある参加申し込み用紙に記入のうえ、下記のアドレスにお送りください：

bgfp.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr

また、ご意見、ご質問等も、同用紙にてお寄せください。

III. 大使館と大学間で締結する協定書

概要

| | | | | |
|--------------|--|-------|-------|--------|
| 年度 | 2019 年度 | | | |
| 必要最少応募者数 | 3 名以上 | 6 名以上 | 9 名以上 | 12 名以上 |
| 合格者数（学内推薦者数） | 1 名 | 2 名 | 3 名 | 4 名 |
| 補欠者リスト | 1 名（文・理系双方の応募者がある場合も含む） | | | |
| フランス大使館負担 | <ol style="list-style-type: none">1. 社会保険給費（月額 110 ユーロ）2. フランス政府給費運営費3. キャンパスフランスの Etudes en France 登録費およびビザ申請費免除（総額約 27 000 円）4. 学生寮の優先紹介5. 大学登録料の免除（協定校以外に留学の場合）6. FRANCE ALUMNI への登録受け入れ7. 日本ーフランス間往復航空券8. キャンパスフランスによるフランスでの給費生のケア（事務手続きの補佐、航空券の予約など） | | | |
| 大学側負担 | <ol style="list-style-type: none">1. 大学または JASSO などの奨学金（8 万～15 万円）2. 授業料の負担（任意）3. 学内選考委員のリスト（名前、役職、連絡先）を大使館に提出する。 | | | |
| 給費期間 | 最短 4 ヶ月、最長 10 ヶ月。 同一の学生が給費を 2 年目に延長した場合、フランス大使館が負担するもの：上記（フランス大使館負担の項目）の 1.2.4.5.8 | | | |

期間

協定書は、給費の年度ごとに締結されます。次回の給費は 2019 年度給費で、合格者の学生は 2019 年 9 月に渡仏します。

協定は自動更新ではありません。

言語

協定書はフランス語と日本語で作成します。
フランス大使館と提携大学は原本を日仏語で各一部ずつ保存します。

IV. 「BGF Partenaire」 応募の条件

1. 提携大学の学生であること

応募者は、フランス大使館との提携協定を締結した大学の学生に限ります。

2. 専攻分野

提携大学は推薦する候補者を次の中から選ぶことができます：

- 1) 文系のみ：
- 2) 理系のみ：
- 3) 文・理系：大学は、両分野混合の合同選考委員会、または両分野別々の選考委員会（文系で一つ、理系で一つ）のどちらかを選ぶことができます。

文・理系それぞれの分野の内訳（すべてを網羅はしていません）

| 文系 | 理系 |
|--|--|
| <p>1. 言語学・文学 フランス文学、翻訳・会議通訳、言語学、フランス語教授法、教育学、哲学</p> <p>2. 法学</p> <p>3. 人文社会科学 歴史学、考古学、地理学、社会学、人類学、人口学、神学、心理学、精神分析学</p> <p>4. 芸術・文化 アート・マネジメント、美術史、博物館学、映画研究、演劇研究、音楽研究</p> <p>5. 経済・政治 政治学、国際関係、経済学、経営学、ジャーナリズム</p> | <p>1. 数学、物理、化学</p> <p>2. 地球科学、海洋科学、農学</p> <p>3. 工学</p> <p>4. 医学、生命科学</p> <p>5. 都市工学（都市空間整備、建築）</p> |

3. 募集対象

| (4月1日時点での) 在籍レベル | 文系 | 理系 |
|------------------|-----------|-------|
| 学部 | 応募可。条件あり。 | 応募不可。 |
| 修士課程 | 応募可。 | 応募可。 |

| | | |
|------|------|------|
| 博士課程 | 応募可。 | 応募可。 |
|------|------|------|

Licence 課程の留学の場合

－理系（科学・技術・工学・数学）

理系分野の場合、学部生は BGF パートナーには応募できません。

－文系（人文社会科学）

文系分野の場合、渡仏の段階で、日本の大学の学部 2 年生以上である必要があります。

学部の 2 年生以上で、フランス政府の優先分野（下記）の学部 に在籍する学部生は応募が可能です。

1. 政治学、国際関係
2. 法学
3. 経済学、経営学

学部の 2 年生以上で、上記の 3 つ以外の分野（フランス語学・文学など）の学部 に在籍しているが、留学先ではフランス政府の優先分野（下記）を勉強する学部生は応募が可能です。

1. 政治学、国際関係
2. 法学
3. 経済学、経営学

Master または Doctorat 課程の留学の場合

Master および Doctorat 課程の学生は文系・理系のすべての分野で応募ができます。

4.年齢制限、国籍、健康

- 1989 年 1 月 1 日以降出生の者（30 歳未満）。
- 日本国籍を有する者、または日本永住権取得者。
- 二重国籍を持たない者。
- 心身共に健全な者。

5.フランス語の語学力

（文系規定）

フランス語の語学力を証明する TCF、DELF、DALF のいずれかの合格証が必要です。仏検はフランスでは通用しません。

一部あるいは全てが英語のプログラムで留学する場合も、フランス語の語学力を証明する TCF、DELF、DALF のいずれかの合格証が必要です。フランス大使館へは、

これらのいずれかの合格証のコピーを提出してください。大学推薦者を決める際の選考基準に、フランス語力を加えることも可能です。

(理系規定)

- フランス語のプログラムで留学する場合は、授業を理解できるフランス語力を証明する必要がありますが、検定の合格証などは不要です。
- 研究所において研究滞在をする学生の場合、英語力を証明できればフランス語力は求められません。
- 英語のプログラムで留学する場合、フランス語力は求められませんが、高い英語力を証明する必要があります。英語力は大学推薦者を決める際の選考基準とする必要があります。

6. 奨学金についての規定

最終候補者と補欠候補者は、必ず BGF Partenaire 以外の一つの奨学金（大学独自の奨学金、または日本学生支援機構（JASSO）の奨学金、その他）の受給者である必要があります。

現在 BGF の給費生である者と過去に給費生だったことのある者は、大学の更に上級のレベル（Licence の学生であれば Master。M2 の学生であれば Doctorat）を志望するのであれば、改めて「フランス政府給費」に応募することができます。

V. 「BGF Partenaire」 給費留学生試験応募の方法

大学への応募

応募者は、大学の担当課（国際交流課など）を通して「BGF Partenaire」への応募登録をします。

VI. 選考方法

第一次選考：大学の学内選考委員会による「BGF Partenaire」候補者の選考

選考委員会

学内選考委員会の委員の人選は各大学に委ねられます。

候補者の中に文系の学生がいる場合、選考委員会には、フランス語を話す教員も必ず含めてください。

各大学の選考委員会は、候補者 1 ないし 2 名の選考、補欠者 1 名の選考を行います。

(候補者の選出人数の規定は協定書の内容に準じます)

大学は、同委員会のメンバー構成および選考方法（書類選考か面接か）をフランス大使館に報告してください。

文・理系両分野混合の合同選考委員会の場合、メンバー構成は両分野のバランスを配慮しつつ各大学でご決定下さい。

フランス大使館規定の選考必須書類

| | 選考書類 | 文系規定 | 理系規定 |
|----|------|------------------------|-------------|
| 1) | 履歴書 | 日仏語の履歴書（和文は必須。仏文はなくてもよ | 和文と英文、または仏文 |

| | | | |
|----|------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| | | い) | |
| 2) | 研究・留学計画書 | 和文と仏文（英語のプログラムのかたは、和文と英文）でそれぞれ1ページ。 | 和文と英文、または仏文でそれぞれ1ページ。 |
| 3) | 語学力を証明する書類 | TCFまたは DELF/DALF のディプロムのコピー | 不要 |
| 4) | 大学以降の学業成績証明書（和文） | | |

応募者が協定校以外への留学を希望する場合

| | | | |
|----|--------------------------------|---|---|
| 5) | 承諾書* (Licence または Master 1) | Licence または Master 1 課程への留学志願者は、フランスの学校（大学等）への受け入れを証明する何らかの文書（または証明書）を提出してください。 | |
| | 承諾書* (M2 または Doctorat) | M2 または Doctorat 課程への志願者はフランスで指導を希望する教官あるいは研究者から受け入れ承諾書を手入してください。和訳は不要。 | Doctorat 課程への志願者は大学院が求める必要な条件に注意してください。 |

*承諾書はオリジナルであること、承諾者が所属する機関名入りの用紙に、日付、承諾者の氏名、役職、連絡先が明記され、署名入りでなければなりません。

大学の学内選考委員会は、上記書類以外を選考条件に追加することも可能です。

フランス大使館が行う最終面接に備えて、学内選考の際に面接を課すのも一案です。

学内選考後、フランス大使館へ最終候補者の応募書類を送付

1) 学内選考による最終候補者が決まり次第、各大学はEメールにてフランス大使館に学内選考委員のリストおよび「BGF Partenaire」候補者のリスト（選考した全員を記載のこと）をお送りください。最終候補者、補欠者には印をつけてください。
メールの宛先：bgfp.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr

（リストの記入には、このガイドラインの附属文書にあるリストをご使用下さい）

2) さらに、各大学は、下記書類を郵送にて大使館にお送りください。

ー最終選考に残った候補者（1～4名）の応募書類：オリジナル1部、コピー1部

| | | |
|--------|------|------|
| 応募提出書類 | 文系規定 | 理系規定 |
|--------|------|------|

| | | | |
|----|---|---|-----------------------|
| 1) | 履歴書 | 日仏語の履歴書（和文、仏文ともに必須。） | 和文と英文、または仏文 |
| 2) | 研究・留学計画書 | 和文と仏文（英語のプログラムのかたは、和文と英文）でそれぞれ1ページ（必須）。 | 和文と英文、または仏文でそれぞれ1ページ。 |
| 3) | 語学力を証明する書類 | TCFまたは DELF/DALF のディプロムのコピー | 不要 |
| 4) | 大学独自、または JASSO 等からの奨学金を受給することを証明する書類（和文と英文） | | |
| 5) | 学内選考委員会からの推薦状（和文とその翻訳（英文または仏文）） | | |

書類の送付先

〒106-8514

東京都港区南麻布 4-11-44

フランス大使館 文化部 大学交流課「BGF パートナー」係り

応募者が協定校以外への留学を希望する場合

| | | | |
|----|--------------------------------|---|---|
| 6) | 承諾書* (Licence または Master 1) | Licence または Master 1 課程への留学志願者は、フランスの学校（大学等）への受け入れを証明する何らかの文書（または証明書）を提出してください。 | |
| | 承諾書* (M2 または Doctorat) | M2 または Doctorat 課程への志願者は、フランスで指導を希望する教官あるいは研究者から受け入れ承諾書を入手してください。和訳は不要。 | |
| | | | Doctorat 課程への志願者は大学院が求める必要な条件に注意してください。 |

*承諾書はオリジナルであること、承諾者が所属する機関名入りの用紙に、日付、承諾者の氏名、役職、連絡先が明記され、署名入りでなければなりません。

BGF Partenaire 大学推薦者 大使館最終面接

（文系規定）

大学から推薦を受けた候補者の最終面接は、フランス大使館、IFJ（アンスティチュ・フランセ日本）、AF（アリアンス・フランセーズ）のいずれか、または大学で行います。

（理系規定）

最終面接はフランス大使館かスカイプのいずれかで行います。

通常面接、あるいはスカイプ面接の日程は、大学の学内選考終了後、少なくとも10日後以降に設定されます。

面接の審査委員会は、**BGF Partenaire** の担当者（フランス大使館大学交流担当官、科学技術参事官または科学技術担当官、各地方のIFJまたはAFのディレクター、フランス語教授担当ディレクター）1名または複数名で構成されます。

面接はフランス語で15分間行われます（理系は英語またはフランス語）。

受験生は自分の留学計画のプレゼンテーションを行い（7～10分）、引き続き審査員との質疑応答があります。

プレゼンテーションでは、下記の点について話していただきます：

- 自己紹介（持ち時間の20%）
- 研究テーマ、留学計画の紹介（持ち時間の60%）
- 志望動機（持ち時間の20%）

受験生は各自のプレゼンテーション内容をまとめた原稿を2部面接日当日に持参し、面接官に渡してください。ただし、面接中この原稿を面接官の前で一字一句読み上げることはできません。

質疑応答の際の想定質問例：

（文系）

- **Depuis combien de temps vous apprenez le français ?**
（いつからフランス語を勉強していますか）
- **Est-ce que vous êtes déjà allé en France ?**
（フランスに行ったことがありますか）
- **Quels sont les cours que vous allez suivre à l'université d'accueil ?**
（留学先の大学ではどのような勉強をするのですか）
- **Qu'est-ce que vous voulez faire plus tard ?**
（将来（留学後）はどのようなことをしたいですか）

（理系）

- 将来の職業についてどんな計画を立てていますか？
その他、留学または研究計画について議論をします。

面接の選考基準は下記のとおりです：

- 志望動機
- 大学の学内選考委員会による推薦状の評価レベル
- 候補者のこれまでの研究の質と総合的レベル
- 留学・研究計画の的確性（テーマ、問題提起）
- 将来のプラン
- コミュニケーション力やフランスの学生生活への適応力
- 語学力

選考結果について

(1) 最終の選考結果は、Eメールにてフランス大使館より各大学と、大使館が決定した各候補者に通知されます。

(2) BGFパートナーの各合格者にはフランス大使館よりEメールにてこの給費を受けるにあたり必要な「フランス政府給費申請書類」作成のご案内をお送りいたします。各給費生より提出していただく「給費申請書類」は、以下のとおりです：

- 1.給費申請書（フランス大使館指定のもの）
- 2.フランス語能力証明書（フランス大使館指定のもの）
- 3*.受け入れ先の大学（または指導教授）からの受け入れ承諾書あるいは受け入れ証明書類（給費生全員、提出が必要です）
- 4.CV（仏文）（英語プログラムの方は英文）
- 5.パスポートのコピー

*大学間協定で留学する場合も、フランス側の大学による受け入れを証明する何らかの書類が必要になります。

(3) フランス留学終了時、各給費生には仏文または英文の留学報告書（A4で1～2ページ程度）を提出していただきます。

(4) BGFパートナーの合格者の方は、キャンパスフランス日本支局で行うオンライン登録の手数料（登録費）が免除されます。ただし、もし既にこの手続きを始めていて、BGFパートナーの最終合否の結果が判明する前に手数料を支払ってしまった場合は、払い戻しができません。交換留学の場合の手続きは簡単に済みますので、BGFパートナーに応募される場合は、最終結果が出てからキャンパスフランスの登録費用を払うようにしてください。

VII. 提携大学側スケジュールと大使館側スケジュール

以下はご提案です。日程についてご希望やご意見があればお知らせください。

おおよその日程

| | |
|-------------|--|
| 2018年4月～6月末 | 「BGF Partenaire」協定への大学からの参加希望申し込み書の提出。 |
| 2018年9月～10月 | フランス大使館と各大学間との「提携協定書」の調印。 |
| 2018年10月中旬 | 「BGF Partenaire」参加大学の学生向けちらし(pdf)の送付。 (各大学の国際交流課、またはBGF Partenaire担当者を通して) |
| 2019年2～5月 | 各大学ごとに大学の日程に応じてBGF Partenaire 給費留学生募集開始。 BGF Partenaire 応募者に対する、JASSOまたは大学等の奨学金の支給の可否が決定。 |
| 2019年2～6月 | 各大学は、学内選考最終候補者が決まり次第、すみやかにフランス大使館に下記書類を送る： (Eメールで) 1) 学内選考委員のリスト |

| | |
|-----------|--|
| | <p>2) BGF Partenaire の候補者リスト（大学内最終合格者がわかるように記載のこと） （添付附属文書の記入用リストを参照してください。）</p> <p>（郵送で）</p> <p>1) 学内選考最終候補者の応募書類 （（最終提出締め切り日：2019年6月20日必着）</p> |
| 2019年2～6月 | （状況に応じて）フランス大使館、IFJ、AF、大学にて最終面接（通常面接またはスカイプ面接）。 |
| 2019年2～6月 | 合格発表（最終面接後1週間以内）。 |
| 2019年6～7月 | <p>*キャンパスフランスのオンライン登録、ビザ申請手続き。</p> <p>*各給費生がフランス大使館へEメールで送る「フランス政府給請書類」最終提出締め切り日：2019年7月10日必着</p> |
| 2019年9月 | 合格者は「BGFパートナー」フランス政府給費留学生としてフランスに向けて出発。 |

*フランス大使館が「航空券」を負担する場合、給費生がフランスへ入国できる日は、フランスでの授業開始日の3日前からとなります。
給費はフランス入国日より開始されます。

*大学内で選考をする候補者の人数が協定書に規定されている人数に満たないことが判明した場合、速やかにフランス大使館にご連絡下さい。

附属文書

1. BGF Partenaire 奨学金 大学参加申込用紙
2. 学内選考委員のリスト
3. BGF Partenaire の候補者リスト

BGF Partenaire 奨学金
大学参加申込用紙

下記の申し込み用紙に直接記入して、下記アドレスあてにお送りください：

bgfp.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr

(申し込み受付期間：2018年4月～6月末)

| 総合情報 | |
|--------------------------------|--|
| 大学名 | |
| 事務連絡先（名前（漢字とローマ字）／メールアドレス（必須）） | |
| 教務連絡先（名前（漢字とローマ字）／メールアドレス（必須）） | |

| 奨学金に関する項目 | | | | |
|---|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| BGF Partenaire 希望推薦者数 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 分野 | <input type="checkbox"/> 文系 | | <input type="checkbox"/> 理系 | |
| 上記で文系、理系の両方を選択した場合、それぞれの分野の予想最終候補者数を記入してください。 | 文系： _____ 名 | | 理系： _____ 名 | |
| 共同給費の種類 | JASSO | 大学 | その他 | |
| その他の場合、奨学金名： _____ | | | | |
| 共同給費の金額（留学先の地域等により、金額に幅のある場合はそれを明記下さい） | | | | |

| 貴大学の学生さんに関する質問事項 | | |
|------------------------------|-----------|--|
| フランス語学習者数（2017年度） | 第一外国語として： | 第二外国語として： |
| フランスへの留学者数（2017年度） | 短期留学： | 長期留学： |
| 下記資料のご入用の有無について、チェックをしてください。 | | |
| はい | いいえ | BGF Partenaire |
| はい | いいえ | BGF（通常のフランス政府給費留学生制度） |
| はい | いいえ | キャンパスフランスの短期語学留学制度 |
| はい | いいえ | 貴大学のある地方の IFJ、AF の活動、イベント情報（フランス語レッスン、講演、インターンシップ、フランス語のレベルを証明するディプロム、等） |
| ご意見、ご質問 | | |
| | | |